

第6期伊賀市障がい福祉計画(案)の策定について

【計画策定の目的と位置づけ】

「第5期伊賀市障がい福祉計画・第2期伊賀市障がい児福祉計画」は、令和2年度で計画期間が満了するため、令和3年度からの「第6期伊賀市障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」を一体的に策定します。

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項及び児童福祉法第33条の20に規定され、障害者基本法に基づく「第4次伊賀市障がい者福祉計画」を基本とし、障害福祉サービスに係る給付、相談支援及び地域生活支援事業の方向性や目標値を定める計画です。

◎障害者総合支援法第88条第1項に規定する「障害福祉計画」

◎児童福祉法第33条の20に規定する「障害児福祉計画」

【計画期間】

第4次伊賀市障がい者福祉計画（R3～8）の前期期間とし、令和3年度から令和5年度までの3年間

2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
第4次障がい者福祉計画 2021 (令和3) 年度 ~ 2026 (令和8) 年度					
第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画			第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画		
← 2021 (令和3) 年度 ~ 2023 (令和5) 年度 →			← 2024 (令和6) 年度 ~ 2026 (令和8) 年度 →		